

4 生消企第580号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について
諮問する。

令和5年1月31日

東京都知事 小池 百合子

記

東京都消費生活条例施行規則の改正について

諮 問 事 項

「東京都消費生活条例施行規則の改正について」

諮 問 の 趣 旨

東京都は、昭和 63 年度から不適正取引防止対策事業を開始し、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）及び東京都消費生活条例（平成 6 年条例第 110 号。以下「条例」という。）に基づき、不適正な取引行為を行う事業者への処分・指導を実施している。

不適正な取引行為については、条例で 9 つの行為類型を掲げ、それらの類型に該当する具体的な行為について、東京都消費生活条例施行規則（平成 6 年規則第 225 号。以下「条例施行規則」という。）で定めている。

先に行われた特商法及び同施行規則の改正並びに民法の改正に伴い、条例施行規則の規定を整備する必要があることから、同規則の改正について諮問するものである。